

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2022年（令和4年）

July 7 月号

「国民皆歯科健診制度」法制化にむけて



子どもねぶた（南九州市知覧町）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
「国民皆歯科健診制度」法制化にむけて	2
労働保険年度更新申告書の提出について	3
労務管理あれこれ ～現物給与は賃金なのか？～	4
全衛連総合精度管理調査結果のお知らせ	4
人材開発支援助成金 ～人への投資促進コースが創設されました。～	5
令和4年5月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	6
令和4年度業務改善助成金（通常コース）のご案内	7～8
STOP！マタハラ	9

令和4年 賃金構造基本統計調査にご協力ください	10
アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン中です！	11
みんなで休暇 夏を楽しみりフレッシュ	12
鹿児島働き方改革推進支援センターのご案内	13
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内	14
熱中症は、 さまざまな業種、さまざまな状況で発生します	14
全国産業安全衛生大会のご案内	15
令和4年8月の講習開催のご案内	16

さくらじま

奄美地方は既に梅雨に入っているが、ここ数日は雨が降ったり止んだりの日が続き、いよいよ梅雨の季節が到来と思わせる。この時期は長雨による土砂災害や川の増水による河川の氾濫など心配ごとが増える。公私ともに万が一に備えなければならない。

鹿児島県では、今年1月に砂防工事中に法面が崩壊し従業員が膝まで埋まる労働災害が発生し、梅雨時期にとらわれず土砂崩壊対策が重要となっている。「安全第一」を基

本に、気象情報など早めの把握と現場状況などに基づく避難、作業中断などの確な措置を講じるよう呼び掛けていかなければならない。

また、依然として新型コロナウイルス感染症の終息は見えない。この新型コロナウイルス感染症と共存していかなければならないが、夏場の息苦しいマスクは辛いものである。引き続き、手指消毒や隣席との間隔をあけたソーシャルディスタンスの確保など気をつけなければならない。



「国民皆歯科健診制度」法制化にむけて

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 門 松 秀 司
(公益社団法人 鹿児島県歯科医師会 理事)

18歳までの間（1歳6か月、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校まで）定期的な歯科健診を受診する機会がありました。

しかしながら、高校を卒業した後は、妊娠をした女性では妊婦歯科健診、各市町村で実施される歯周病検診、高齢者におけるお口元気歯ッピー健診を実施していますが、受診率は低く、口に対する関心が低いと思われます。

また、事業所においても、塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して、労働安全衛生法第66条第3項に基づく6か月以内ごとに1回実施すべき特殊歯科健診が適正に行われていないところもあります。

近年、歯と口の健康は全身に影響を及ぼすと広く知られるようになってきました。

特に、糖尿病と歯周病は関係が深く、なかなか糖尿病を評価する値（HbA1c）が下がらない患者さんが、歯科医院を受診し歯石取りや歯ブラシ指導をはじめとした歯周病治療を開始した3か月後に、食事制限・運動時間も変えずにHbA1cが低下し、お薬が1種類減ったという報告もされております。

昨年6月に政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針2021）」の歯科関係には「全身との関連性を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉機関等との連携を推進し、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、飛沫感染等の防止を含め歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。今後、要介護高齢者等の受診困難者の増加を視野に入れた歯科におけるICTの活用を推進する。」と記載されています。

また、令和元年度に厚生労働省が実施した「歯科健診実施状況の自主点検事業」では、先に述べている「塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」に対しての特殊歯科健診の実施調査を行いました。

なぜ、政府は口の健康に焦点を当てた政策を行っているのでしょうか？それは医療費の削減です。歯科健診（企業歯科健診）を行っているサンスターグループが20歳から74歳の労働者25万人の定期健康診断の結果と医療費の関係を分析し、「歯の本数が多く、かみ合わせが良いほど医療費が低い」とした報告があります。また、ほかの論文によると、定期的な企業歯科健診を実施した場合、健診を行っていない企業と比較して9万円の差があると報告されております。

つまり、むし歯や歯周病で歯を失い、うまく食事ができなくなることで糖尿病が悪化、喰いしばることができないため転倒しやすくなると言われており、高齢者だけでなく、働く若い年代のうちから上下の歯でしっかりと食べ物を噛める口の健康を維持することが全身の健康維持増進につながります。

最近では、ある生命保険会社で認知症保障保険の保険料を「歯の健康度」（残存歯数）で割り引くプランも登場し、歯と口の健康が認知症にも関連があることを明記しております。

現在、働き盛り世代の歯と口の健康のため、国会内では「国民皆歯科健診制度」なる動きがあり、これが法制化した際は、企業に対して定期健康診断に歯科健診が追加されると示唆されます。50名以上の従業員を雇用している企業は制度化される前に試験的でもよろしいので歯科健診を検討していただけたら幸いです。

労働保険年度更新申告書の提出 についてのお願い

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための手続きです。

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止や安全確保のため例年のような会場受付を行わず、郵送による提出もしくは電子申請のご協力をお願いしております。郵送により提出する場合は必要箇所の記入もれがないようご確認のうえ、同封の提出用封筒（鹿児島労働局労働保

険徴収室あて）を使用してください。

鹿児島労働局や厚生労働省ホームページに大変便利な計算ツールなども掲載しておりますので是非ご活用ください。

なお、受付・審査の事務の一部を外部委託しておりますので、申告内容について委託業者から照会させていただくことがあります。

今年度の申告・納付期限は6月1日から7月11日までとなっておりますので、お早目の申告・納付にご協力をお願いいたします。

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21

鹿児島労働局 労働保険徴収室

電話 099（223）8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きがわずらわしく負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が

- *金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
- *卸売、サービス業で1人以上100人以下
- *その他の事業で1人以上300人以下

であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することが出来ます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとっては、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月11日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。

既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ

*鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。
（鹿児島労働局トップ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→労働保険事務組合制度）

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

（住所）鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎

（電話）099-223-8276

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

現物給与は賃金なのか？

（Ｑ）当社では、従業員に対し昼食として500円分の食事を提供しています。

このことは、就業規則にも規定があります。

そこでお尋ねしたいのですが、この提供した食事の代金は平均賃金算定の基礎となる賃金に含めなければならないのでしょうか。

支給条件明確であり、算定基礎に含める。

（Ａ）平均賃金は、原則として、算定すべき事由が発生した日以前3か月間における賃金の総額をその期間の総暦日数で除した額とされています（労働基準法第12条第1項）。

そのため、平均賃金を算定する場合、まず、その労働者に支払われた賃金の総額を明らかにする必要があります。

この場合の「賃金の総額」には、原則として、法第11条で規定されている賃金のすべてが含まれることになります。

そこで、賃金の定義についてみてみますと、賃金、給料、手当、賞与、その他名称に関係なく、労働の対償として使用者が労働者に対して支払ったすべてのものをいうとされています。

お尋ねの食事代ですが、貨幣賃金として支払われているわけではなく、現物給与に該当すると思われます。

現物給与については通達において、

①所定貨幣賃金の代わりに支給するもの、すなわち、そ

の支給により貨幣賃金の減額を伴うもの。

②労働契約において、あらかじめ貨幣賃金のほかにその支給が約束されているもの。

これらについては賃金とみなすとされています（昭22・9・13 発基第17号通達）。

一方、賃金とみなさないものとしては、①代金を徴収するもの（ただし、その代金が甚だしく低額なものは除く）。

②労働者の福利厚生施設とみなされるもの、があげられています（上記通達）。

そのため、平均賃金の算定の基礎となる賃金も、原則として使用者が労働者に労働の対償として支払ったものすべてを含めることになります。

ただし、臨時に支払われた賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金、通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは、賃金総額から除外することとされています（法第12条第4項）。

ご質問の場合、まず、問題となるのは、食事代が法第11条の賃金に該当するか否かということになります。

通達では、結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金などの恩恵的給付は原則として賃金とみなさないとされています。

ただし、結婚手当などであっても、労働協約、就業規則、労働契約などによってあらかじめ支給条件の明確なものは賃金とみなされます（上記通達）。

したがって、御社の食事代は、すでに、支給条件が明確なものと考えられ、賃金に該当するものといえます。

全衛連総合精度管理調査結果のお知らせ

（公社）鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）は、労働安全衛生法に基づいて健康診断を実施している労働衛生機関の令和3年度における精度管理調査評価結果の概要を公表しました。

本会の健康診断機関であるヘルスサポートセンター鹿児島の精度管理調査結果を次のとおりお知らせ致します。

今後も働く人たちの健康確保と快適な職場環境づくりを目指し、優良な健康診断施設として高い精度を維持してまいりますのでご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

精度管理評価結果				
労働衛生	臨床検査	胸部X線	腹部超音波	胃X線
優	優	優	優	優

※優は、総合評価A評価合計点の平均が85点以上

人材開発支援助成金～人への投資促進コースが創設されました。～ **NEW**

鹿児島労働局職業対策課

【定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）に対する助成】

★様々なコンテンツの中から従業員一人ひとりにあった訓練を定額制サービスにより受講させた場合、経費の45%を助成。

【労働者が自発的に行う訓練における

事業主の支援に対する助成】

★労働者が働きながら自発的に訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入した場合。

制度導入助成20万円＋賃金助成6000円／日を助成

（※賃金助成は有給の長期教育訓練休暇制度の場合のみ）

★労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担した場合
経費の30%を助成。

【デジタル人材・高度人材の育成に対する助成】

★IT分野未経験者の即戦力化のために、OFF-JTとOJTを組み合わせさせた訓練を受講させた場合。

経費の60%＋賃金助成760円／時間＋OJT実施助成20万円を助成。

★高度デジタル人材の育成や海外を含む大学院での高度な訓練を受講させた場合。

経費の75%＋賃金助成960円を助成。

※大企業については助成率・金額が異なる場合がありますので、ご注意ください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年4月分】

県内有効求人倍率 1.35倍（前月比0.01P増）

全国平均有効求人倍率 1.23倍（前月比0.01P増）

県内正社員有効求人倍率 1.08倍（前年同月比0.13P増）

全国正社員有効求人倍率 0.92倍（前年同月比0.11P増）

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが続いている一方で、求職活動を控える動きもみられます。新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢などに伴う原油価格や原材料の高騰が、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）が令和4年4月1日から拡充されました】

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）とは、適性や能力を見極めてから無期雇用へ移行することを目的に、就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して支給するもので、令和4年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を以下のとおり増額します。

〈増額後の支給額（月額）〉 最大5万円（通常の場合は最大4万円）

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は短時間となり最大3.12万円（通常の場合は最大2.5万円）となります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和4年5月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和4年		令和3年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,057	3	682	11	375	-8
1 製造業	139	0	126	0	13	0
1 食料品製造業	69		68		1	
4 木材・木製品製造業	8		10		-2	
9 窯業土石製品製造業	7		10		-3	
11～12 金属製品製造業	9		3		6	
13～15 機械器具製造業	13		14		-1	
上記以外の製造業	33		21		12	
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 建設業	101	0	92	2	9	-2
1 土木工事業	44		30	2	14	-2
2 建築工事業	48		49		-1	
3 その他の建設業	9		13		-4	
4 運輸交通業	65	0	82	1	-17	-1
1 鉄道・航空機業	1		2		-1	
2 道路旅客運送業	3		3			
3 道路貨物運送業	61		75	1	-14	-1
4 その他の運輸交通業	0		2		-2	
5 貨物取扱業	11	0	6	0	5	0
1 陸上貨物取扱業	4		2		2	
2 港湾運送業	7		4		3	
6 農林業	34	2	31	3	3	-1
1 農業	19		19	1		-1
2 林業	15	2	12	2	3	
7 畜産・水産業	48	0	32	1	16	-1
8 商業	100	1	90	2	10	-1
1 卸売業	9	1	15	2	-6	-1
2 小売業	82		69		13	
3 理美容業	1		2		-1	
4 その他の商業	8		4		4	
9 金融・広告業	4	0	10	0	-6	0
11 通信業	9	0	6	0	3	0
12 教育・研究業	9	0	7	0	2	0
13 保健衛生業	459	0	117	0	342	0
1 医療保健業	313		47		266	
2 社会福祉施設	146		65		81	
3 その他の保健衛生業	0		5		-5	
14 接客娯楽業	36	0	36	0	0	0
1 旅館業	9		6		3	
2 飲食店	18		19		-1	
3 その他の接客娯楽業	9		11		-2	
上記以外の事業	42	0	47	2	-5	-2
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	19		26	2	-7	-2
16 官公署	1		0		1	
17 その他の事業	22		21		1	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	65	0	77	1	-12	-1
第三次産業（8～17）	659	1	313	4	346	-3

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和4年度夏の交通事故防止運動が始まります

実施期間 令和4年7月11日（月）～7月20日（水）
スローガン 鹿児島県の夏！ マナーが輝く 快適ロード
運動の重点 1 子どもと高齢者の交通事故防止 ～交
通ルールの遵守とマナーの向上～
2 飲酒運転・あおり（妨害）運転等無謀
運転の根絶
3 自転車の安全利用の推進 ～かごしま
自転車条例の更なる理解促進～
4 二輪車の交通事故防止

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会
日程変更のお知らせ

令和4年度標記研修会の日程を下記のとおり変更しまし
たのでお知らせ致します。
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

◎変更前 令和4年10月6日（木）～10月7日（金）



◎変更後 令和4年10月13日（木）～10月14日（金）

※会場は、オロシティホール（鹿児島市）予定

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和4年度 業務改善助成金 （通常コース）のご案内

『業務改善助成金（通常コース）』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】（※2） 4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10（※3）
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上（※1）	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5（※3）
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※2）対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和4年4月現在）

（※3）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

→

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日8:30～17:15）

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売場と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、雨が降る時間帯で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前> **<導入後>**

従業員が制作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に合った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6分の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、雨げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 接客店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】接客業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して接客店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前> **<導入後>**

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

売上データや来店予約履歴を顧客私大に活用することができるようになった。

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮。また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかけられる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。



例えば・・・「妊娠したから解雇」 「育休取得者はとりあえず降格」

は **違法**です！

妊娠・出産、育児休業等を理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法で禁止されています。

例えば＜ケース1＞ 妊娠の報告前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇止めにした。

＜ケース2＞ 育休を取りたいと相談されたので、経営悪化を口実に解雇した。

→ **どちらのケースも違法です！**

妊娠、出産、育児・介護休業等の事由の終了から1年以内（※1）に解雇・雇止め・降格等不利益な取扱いを行った場合は、原則として妊娠・出産、育児・介護休業等と不利益な取扱いとの間に因果関係があると解され、**例外（※2）に該当しない限り法違反**となります。妊娠等の事由から1年が経過して以降に行われた措置であっても、妊娠等の事由と不利益取扱いとの間に因果関係があれば、法違反となります。

※1 人事異動、昇給のように、実施の時期が事前に決まっている、またはある程度定期的に実施される措置については、妊娠等の事由から1年を経過していたとしても、原則として法違反と判断されることがあります。以下にご留意ください。

妊娠等の事由が終了して1年経過した後になされた人事異動、昇給などであっても、事由が終了した後の最初のタイミングまでの間に行われた場合には、1年以内に行われた場合と同様に、原則として妊娠等の事由と不利益な取扱いとの間に因果関係があると解されます。

※2 例外は以下の2種類があります。

いずれも、例外に該当するかどうかを判断するに当たっては、詳細な状況等を確認した上で行います。

＜例外1＞

- （1）業務上の必要性から不利益取扱いをせざるをえず、かつ、
- （2）業務上の必要性が、当該不利益取扱いにより受ける影響を上回ると認められる特段の事情が存在するとき

＜例外2＞

- （1）労働者が当該不利益取扱いに同意している場合で、かつ、
- （2）有利な影響が不利な影響の内容や程度を上回り、事業主から適切に説明がなされるなど、一般的な労働者であれば同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき

妊娠・出産等をした労働者、育児・介護関係制度を利用する労働者に対して、雇用管理上の措置を行うときは、その措置が法違反となる不利益取扱いでないか十分に確認して措置を講じるようにしてください。

令和4年 賃金構造基本統計調査

にご協力ください

厚生労働省では、毎年7月に賃金構造基本統計調査を実施しています。

対象となる事業主の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、調査票へご回答いただきますようお願い申し上げます。

賃金構造基本統計調査とは、どのような調査ですか？

「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための統計調査です。この調査は、国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

賃金構造基本統計調査の対象は、どのように選ばれますか？

常用労働者5人以上の民営事業所、及び10人以上の公営事業所の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査対象になります。令和4年の対象となる事業所は、全国で約8万事業所です。

調査票はどのような提出方法でよいのですか？

調査関係書類を郵送でお届けいたします。同封の調査票にご回答いただき、**7月31日まで**に同封の返信用封筒で郵送またはオンラインでご提出ください。

調査結果は、どのようなことに利用されていますか？

調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されています。そのほか、各都道府県最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料、雇用・労働に係る国の政策等の基礎資料として活用されています。※ご提出いただいた調査票の内容は、集計して統計を作成する目的のみに使用されます。税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。

調査の趣旨や重要性をご理解いただきまして、期限内の提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、調査票への回答方法でご不明な点がございましたら、鹿児島労働局賃金室までお問合せください。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278

「アルバイトの労働条件を 確かめよう！」 キャンペーン中です！

●重点事項●

1 労働条件の明示

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です

2 シフト制労働者の適切な雇用管理

シフトに関するルールを予め合意しておき、勤務シフトの設定を適切に行いましょう。

3 労働時間の適正な把握

アルバイトも労働時間をタイムカード等で適正に把握する必要があります。

4 商品の強制的な購入の抑止と賃金控除の禁止

アルバイトにも商品を強制的に購入させたり、その代金を賃金から一方的に控除することはできません。

5 あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

アルバイトの遅刻や欠勤等に対してあらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ホットラインへ

0120-811-610

月～金 午後5時～午後10時

土曜・日曜・祝日 午前9時～午後9時
事業主の方からの相談も受け付けております。



鹿児島労働局 雇用環境・均等室 電話：099-223-8239

みんなで休暇。
夏を楽しみリフレッシュ。



新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年次取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク



厚生労働省 鹿児島労働局委託

《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

（受託者：鹿児島県社会保険労務士会）

年5日有給休暇
の確実な取得

施行済み

正規・非正規間
の不合理な
待遇差解消
同一労働同一賃金

施行済み

時間外労働の上限規制

◎原則として

月45時間・年360時間

◎臨時的な特別な事情があり労使が
合意する場合でも

・年720時間以内

・休日労働を含み、月100時間未満・
複数月平均80時間以内

（45時間超えは年間6カ月まで）

施行済み

自動車運転業務・建設業・医師・
製糖業は2024年4月1日施行

中小企業の
月60時間
超の時間外
労働割増賃
金率が5割
以上に変更

2023年
4月1日
施行

相談
例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

すべて無料

来所相談
（電話・メール）

セミナー

訪問コンサルティング
（企業訪問による相談支援）

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が
お応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
（鹿児島県社会保険労務士会事務局内）

※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp

ホームページ

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kagoshima.html>

連絡先



0120-221-255

来所相談、セミナー講師、訪問相談

すべて無料！

👉 裏面へ



第50回（令和4年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

公益財団法人安全衛生技術試験協会より標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりご案内致します。
詳細につきましては、試験協会へお問い合わせ下さい。

1 試験の区分

- ◇ 労働安全コンサルタント試験
- ◇ 労働衛生コンサルタント試験

2 試験日時

●筆記試験

- (1) 試験日 令和4年10月18日（火）
- (2) 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター） 他

●口術試験

試験案内書で確認されるか試験協会にお問い合わせ下さい。

3 受験申請書の受付

- (1) 提出先 （公財）安全衛生技術試験協会本部（郵送可）
- (2) 受付期間 ●筆記試験 令和4年7月4日（月）から8月3日（水）までの間（消印有効）
- (3) 提出方法 「簡易書留」で郵送又は試験協会本部に直接持参

4 受験申請書の入手方法

- (1) 頒布場所 試験協会又は当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）に準備してあります。
- (2) 頒布期間 令和4年6月9日（木）から11月16日（水）までの間

詳細の問い合わせ先

（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）

電話 0942-43-3381

JISHA 中災防 「STOP! 熱中症」リーフレットより掲載

熱中症は、さまざまな業種、さまざまな状況で発生します

職場における熱中症による死者数の推移
職場における熱中症による死者数は、2018年は一気に1,000人を超え、その後も500～900人台で推移し、高止まりの状態となっています。

WBGT計で確認しよう！
気温はさほど高くなくても、湿度が高い時には熱中症にかかる危険度が高まります。熱中症は、気温・湿度・風速・輻射熱が複合的に影響を及ぼして起こります。WBGT（湿球黒球温度）で示される暑さ指数の単位は、気温と同じ摂氏度（℃）ですが、その値は気温とは異なります。熱中症予防対策の指標として、WBGT指数で確認し、適切な対策を講じましょう。

熱中症の救急処置（現場での応急処置）

意識はありますか？

- 意識がある場合：
 - 涼しい環境へ避難。脱衣・冷却してください
 - 水分・塩分を摂取させてください
- 意識がない場合：
 - 救急隊を要請してください
 - 涼しい環境へ避難。脱衣・冷却してください
 - 水分等を自力で摂取できない場合は…

救急隊を待つ間…

- 体表面を露出させ、うちわなどで冷風を送りましょう。
- 仰向けや横向きに寝かせ、足を上げて、顔、むくの下、太ももの付け根などの大きな動脈が通っている部分を冷却するなど冷やしましょう。
- 手足を太ももから中心部に向けてマッサージしましょう。

医療機関へ搬送してください

中小規模事業場安全衛生相談窓口（9:00～17:00）
熱中症予防対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中災防へ！
※中心経理事業場の事業主、関係者以外の方からも無料で相談をお受けしています。

TEL 03-3452-6296 メール: jisha-soudan@jisha.or.jp

北海道安全衛生サービスセンター	TEL 011-512-2031	近畿安全衛生サービスセンター	TEL 06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター	TEL 022-261-2821	大分県安全衛生サービスセンター	TEL 09-8448-3464
関東安全衛生サービスセンター	TEL 03-5484-0701	中部安全衛生サービスセンター	TEL 052-238-4707
中部安全衛生サービスセンター	TEL 052-682-1731	同	同
同	TEL 076-441-6420	九州安全衛生サービスセンター	TEL 092-437-1664

第81回

全国産業安全衛生大会



大会テーマ

太宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵

開催期間 令和4年 10月19日(水) → 21日(金)

オンデマンド配信期間: 令和4年 10月19日(水) ~ 11月4日(金)

会場 総合集会: マリンメッセ福岡 B館 (福岡県福岡市)
分科会: 福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A館参加費 一般 1名 16,500円 (税込)
中災防賛助会員 1名 8,250円 (税込)

同時開催 参加費無料 緑十字展2022 マリンメッセ福岡 A館

総合集会 特別講演

10月19日(水) 15:30 ~ 17:00
マリンメッセ福岡 B館生命を捉えなおす
～ 動的平衡の視点から～

生物学者 / 南山学院大学教授 福岡 伸一氏

特設ウェブサイト: https://online-academic-society.3esys.jp/jisha_taikai2022/
詳しくは中災防ホームページをご覧ください。(5月上旬オープン予定)

- 主催: 中央労働災害防止協会
- 協力: 公益社団法人福岡県労働基準協会連合会
- 協賛: 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 後援: 厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO 駐日事務所、福岡県、福岡市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、福岡県経営者協会、福岡県農工会議所、福岡県商工会議所連合会、福岡県職工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安協会、NHK 福岡放送局 (順不同 / 予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

令和4年8月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/1～8/5 【科目免除者】 8/1～8/2	7/4～7/8	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/29～9/2 【科目免除者】 8/29～8/30	8/1～8/5	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	8/1～8/3	7/4～7/8	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転 士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	有機溶剤作業主任者	8/4～8/5	7/4～7/8	会員 13,080円 一般 14,080円	※講習会場がオロシティーホールになります。
	車両系建設機械運転（解体用）	8/12	7/11～7/15	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	8/16～8/18	7/19～7/22	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運 転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	玉 掛 け	8/16～8/18	7/19～7/22	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式ク レーン運転士、揚貨装置運転士免許所 持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	8/18～8/19	7/19～7/22	会員 13,080円 一般 14,080円	※講習会場がオロシティーホールになります。 ※受付は中止しました。
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/22～8/26 【科目免除者】 8/22～8/23	7/25～7/29	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円 【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/24～8/26	7/25～7/29	会員 18,910円 一般 19,910円	
特 別 教 育	研削といしの取替え等（自由研削用）	8/8	7/11～7/15	会員 11,220円 一般 12,320円	
	粉 じ ん 作 業	8/8	7/11～7/15	会員 8,580円 一般 9,680円	
	クレーン運転	8/29～8/30	8/1～8/5	会員 17,080円 一般 20,380円	
そ の 他	職 長 教 育	8/9～8/10	7/11～7/15	会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛 生 推 進 者	8/26	7/25～7/29	会員 8,300円 一般 8,800円	※講習会場がオロシティーホールになります。

川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	8/22～8/23	7/19～7/22	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

横川地区での講習会のお知らせ

加治木支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0995-63-1030 FAX0995-63-1030

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉 掛 け	9/5～9/7	8/1～8/5	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレー ン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

- 〈備考〉
- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 - 2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
 - 3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。